

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森 次 茂 廣

被告

訴えの変更申立書

令和4年11月24日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

同

同

同

上記当事者間の頭書事件について、原告は、次のとおり請求を拡張する。

旧訴訟物の価格 金8500万0000円

新訴訟物の価格 金1億2245万2000円

第1 請求の趣旨の変更

原告は、請求の趣旨第1項を以下のとおり変更する。

「被告は、原告に対し、金1億2245万2000円及びこれに対する訴状送達

の日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。」

第2 請求の原因の追加及び変更

1 原告は、訴状「第2 請求の原因」の4（5）アを以下のとおり変更する。

ア 複製権侵害

原告と被告の請負契約においては、本件プログラム3の制作対価は30万円（税別）とされていたところ（甲7）、少なくとも6回の複製権侵害が認められるため（甲47）、原告には少なくとも180万円の損害が発生している。

加えて、被告は本件プログラム3を複製して「サイレントロボ」を開発しているため、被告が「サイレントロボ」によって得た利益も原告の損害となる。損害の内容は以下のとおりである。

① サイレントロボの想定台数

被告は、令和4年11月24日付け第18準備書面のとおりにサイレントロボのソースコードとして、被告版プログラム3を利用していると考えられるところ（甲43、46）、サイレントロボ導入実績一覧表（甲46）によれば、被告のレンタル業務に必要なサイレントロボは11台であったと考えられる（甲50）。また、原告の経験則上故障等あった際の予備の機材として2台程度必要となると考えられることから、被告はサイレントロボを少なくとも13台用意し、被告版プログラム3を複製しているものと思料される。

② サイレントロボの原価

サイレントロボは、騒音計（NL-21）、振動計（VM-53A）、ボックスコンピュータ、筐体等で構成されている。そして、騒音計（NL-21）の原価は、定価で21万1000円であり（甲51 6頁）、振動計（VM-53A）の原価は定価で42万5000円である（甲52 4頁）。

また、原告のこれまでの経験上ボックスコンピュータ及び筐体等として最低でもそれぞれ15万円、30万円程度は必要となると考えられ、また、その他の機材（回転灯、デジタル表示装置、ケーブル類等）の費用として最低でも10万円程度は必要となると考えられる。したがって、サイレントロボの機材原価は、およそ120万円と考えられる。

③ サイレントロボの想定売上額

原告がサイレントロボと同様の機材について、他社レンタル費用の見積りを取得したところ（甲53）、大体平均して月額18万円乃至20万円となった。甲51号証のそれぞれの見積もりに関する1月あたりの金額は、19万6900円、18万3414円、19万3000円、18万6500円となる。そのため、仮に安く見積もった場合でもサイレントロボの月単価は、最低で15万円程度となると考えられる。

そして、サイレントロボ導入実績一覧表（甲46、50）によれば、サイレントロボの合計可動月数は856ヶ月となっているため、これに月単価15万円を掛け合わせると1億2840万円（15万円×856ヶ月＝1億2840万円）となる。もっとも、これにはサイレントロボの設置工事費用（乙5参照）は含まれていないため、工事費用を含めるとサイレントロボの総売上額は安く見積もっても1億3000万円程度となると考えられる。

④ サイレントロボレンタル業務に関する被告の想定収益

サイレントロボのレンタル業務を行う際、保守作業等で人件費が発生するところ、当該人件費は多く見積もってもおよそ月3万円程度と考えられる。そのため、合計可動月数856ヶ月分の人件費は、2568万円（3万円×856ヶ月＝2568万円）となる。

その上で、③の売上額から②の原価（120万円×13台＝1560万円）と上記人件費2568万円を差し引くと、被告のサイレントロボに関

する収益は、8872万円と想定される（1億3000万円－1560万円－2568万円＝8872万円）。

以上より、本件プログラム3の複製権侵害に関する原告の損害は、9052万円（180万円＋8872万円＝9052万円）となる。

2 原告は、以下の請求の原因を追加する。

弁護士費用

原告の本件プログラム1乃至6に関する損害は、合計で1億1132万円となる。弁護士費用相当額として、1113万2000円の損害が発生している。当該損害も被告の不法行為に起因して原告が被った損害であるため、賠償を求める。

以上